

丹波市ふるさと就職奨励金Q & A集

- Q1 親族が経営する会社に就職した場合、支給の対象となりますか。．．．．． 1 P
- Q2 市外から転入して起業しました。支給の対象となりますか。．．．．． 1 P
- Q3 ふるさと就職奨励金には所得制限がありますか。．．．．． 1 P
- Q4 公務員として公的機関に就職しました。支給の対象となりますか。．．．．． 1 P
- Q5 ふるさと就職奨励金は、同一人物が複数回受給できますか。．．．．． 1 P
- Q6 市内に本社機能を有する企業に就職しましたが、市外の事業所に配属になった場合、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。．．．．． 1 P
- Q7 市外に本社がある企業に就職し、市内の事業所に配属となりました。支給の対象となりますか。．．．．． 2 P
- Q8 市内企業に配属後、研修等のため一時的に市外に転出することとなりました。支給の対象となりますか。．．．．． 2 P
- Q9 市内企業に非正規雇用で就職し、1年後に正規雇用されました。支給の対象となりますか。．．．．． 2 P
- Q10 4月に市内のA社に新規学卒者として正規雇用されて、奨励金を受給しました。その後、A社を退職して、市内のB社に再就職しました。この場合、就職奨励金又は継続奨励金を受けることができますか。．．．．． 2 P
- Q11 4月に市内のA社に新規学卒者として正規雇用されて、奨励金を受給しました。その後、A社を退職して、市内のB社に再就職しました。この場合、就職奨励金又は継続奨励金を受けることができますか。．．．．． 2 P
- Q12 外国人留学生が、日本の専門学校等を卒業した後、就労ビザを取得して市内事業所に就職した場合、支給の対象となりますか？．．．．． 2 P

- Q1 親族が経営する会社に就職した場合、支給の対象となりますか。
A 親族が経営する会社への就職は、支給対象外です。人材確保に苦慮する事業所と求職者のマッチング促進を目的としています。親族が経営する会社の場合、親族の採用は比較的容易であるため、対象としません。
- Q2 市外から転入して起業しました。支給の対象となりますか。
A 事業所の人材確保を促進する目的であり、起業者自身は対象となりません。
- Q3 ふるさと就職奨励金には所得制限がありますか。
A 所得制限はありません。ただし、申請者個人に市税(国民健康保険税を含む)の滞納がある場合は、支給できません。
- Q4 公務員として公的機関に就職しました。支給の対象となりますか。
A 市内事業所の人材確保を目的としており、公務員は対象となりません。
- Q5 ふるさと就職奨励金は、同一人物が複数回支給できますか。
A 1人1回限り支給するものです。過去に支給を受けられた方は、対象となりません。
- Q6 市内に本社機能を有する企業に就職しましたが、市外の事業所に配属になった場合、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。
A 本制度は市内事業所の人材確保の促進を目的としていますが、市内に本社機能を有する事業所に就職し、市内に住民登録して居住する新規学卒者(※1)が正規雇用(※2)で採用された場合、または障がい者手帳の交付を受けた方が直接雇用で採用された場合は、市外の事業所に勤務する場合でも対象となります。

※1 新規学卒者とは・・・学校教育法第1条、同法第124条又は同法第134条に規定する各種学校を卒業した日又は中退した日から2年以内かつ30歳未満の方をいいます。

※2 正規雇用とは・・・①雇用期間の定めがない ②労働時間がフルタイム ③直接雇用の要件すべてを満たす方をいいます。

Q7 市外に本社がある企業に就職し、市内の事業所に配属となりました。支給の対象となりますか。

A 市内に住民登録して居住する新規学卒者であり、正規雇用で採用された場合は対象となります。また、障がい者手帳の交付を受けた方については、雇用形態に関わらず直接雇用で採用された場合にも対象となります。

Q8 市内企業に配属後、研修等のため一時的に市外に転出することとなりました。支給の対象となりますか。

A 企業からの命令等による1年以内の研修等であれば、支給の対象となります。

Q9 市内企業に非正規雇用で就職し、1年後に正規雇用されました。支給の対象となりますか。

A 市内に住民登録して居住する新規学卒者の場合は対象となります。

Q10 4月に市内のA社に新規学卒者として正規雇用されて、奨励金を受給しました。その後、A社を退職して、市内のB社に再就職しました。この場合、就職奨励金又は継続奨励金を受けることができますか。

A 1人1回限り支給するもので、既に受給されているため再支給はしません。また、再就職先で継続して1年以上勤務された場合でも、継続奨励金の対象にはなりません。

Q11 市内事業所に新規学卒者として正規雇用されて、6か月以内に申請ができませんでした。この場合、就職奨励金又は継続奨励金を受けることができますか。

A 申請期限を過ぎたため、就職奨励金は支給できません。しかし、1年以上勤務された場合は、継続奨励金の対象として申請いただけます。この場合、学校を卒業した日などが分かる書類を添付して、申請ください。

Q12 外国人留学生が、日本の専門学校等を卒業した後、就労ビザを取得して市内事業所に就職した場合、支給の対象となりますか？

A 市内に住民登録して居住し、正規雇用で採用された場合は対象となります。